



Q. 以前に親から農地を相続した際に、相続税納税猶予の特例を受けましたが、その農地を貸し付けた場合に相続税納税猶予は継続されますか。

A. これまでの相続税の納税猶予制度については、相続人みずからが農業を営むことを前提とし、農地を貸すと打ち切りになっていました。しかし、平成21年度の「農地の相続税の納税猶予制度」の改正により、農業経営基盤強化促進法に基づいて農地を貸し付けた場合には、相続税納税猶予が継続されることになりました（市街化区域内農地は除く）。ただし、これまでは20年自作で納税が免除になりましたが、農地としての利用を終身継続することが必要です。



平成24年度の「農の雇用事業」の募集のお知らせ

「農の雇用事業」とは、新規就農者の雇用就農を促進するため、農業法人等が就農希望者を雇用し、農業技術や経営ノウハウ等の習得を図る実践的な研修を実施する場合に必要な経費の一部を助成する制度です。平成20年度から岐阜県農業会議が国からの委託を受けて実施しており、平成24年度の募集日程が決定しましたのでお知らせします。

■募集期間

第1回	平成24年	2月17日～	3月2日(募集終了)
第2回	平成24年	4月2日～	5月15日
第3回	平成24年	8月1日～	9月14日
第4回	平成24年	11月1日～	12月14日



■事業要件

＜農業法人等の主な要件＞

- ①年間を通じて農業を営む事業体(農業法人、農業者、農業サービス事業体等)であること。
- ②農畜産物の生産に従事する者を新たに雇用し、作物の栽培管理技術や家畜の飼養技術、経営ノウハウ、農産加工技術、販路開拓手法、販売接客能力など、農業生産に必要な能力を身につけさせるための研修を行うこと。
- ③新規就業者との間で、正規の従業員として期間の定めのない雇用契約を締結すること。また、年間の一週間の平均労働時間が35時間以上であり、雇用保険と労災保険に加入させること。
- ④新規就業者に対する給与が最低賃金を下回っていないこと。
- ⑤本事業と重複する他の助成を同時に受けられない。ほか

＜新規就業者の主な要件＞

- ①就農意欲があり、本事業での研修終了後も継続して就農する意思がある者。
- ②募集期間終了までに、農業法人等で正社員として就業を開始している者。
- ③過去の農業従事期間等(パート、アルバイト等を含む)が5年以内の者であること。ほか

■助成額

①新規就業者に対する研修経費	月額最大	97,000円
②指導者研修費	年間最大	36,000円

■助成期間 最長2年間

■問合せ先 岐阜県農業会議(渡邊、三浦)



ぎふ アグリ通信

vol.
8

H24.3.15 発行

photo: 2月13日岐阜県農業担い手研究大会(岐阜市・岐阜都ホテル)

農業担い手研究大会開く

岐阜県農業会議(今井良博会長)は、2月13日に岐阜市内において、農業委員、認定農業者等の担い手、関係機関団体の職員等約850人を集め、「平成23年度岐阜県農業担い手研究大会」を開催しました。

平工県農政部長から「県農政の推進について」と題する情勢報告の後、中津川市農業委員の後藤展子さんが、農業者年金の加入推進や家族経営協定の推進などの取り組みのほか、農家女性だけで設立した株式会社菜っちゃんが経営する農家レストラン「バーバースダイニング」や農産物直売所「アグリハウス菜っちゃん」の運営など、地産地消の取り組みについて実践報告されました。

続いて、「農業界の革命児」として注目されている千葉県の農事組合法人「和郷園」の木内博一代表理事が、「最強の農家の作り方」と題して講演。木内氏は、20年程前に仲間数人で始めた農産物の産直事業を皮切りに、加工事業・店舗事業・環境事業・植物工場・フードサービス事業など、幅広く事業を展開する和郷グループの取り組みを紹介し、講演終了後には参加者から「大きな刺激を受けた」「目からうろこが落ちた」などと感動の言葉が多く聞かれました。

平成24年度の新規主要事業の概要

岐阜県農政部 農業経営課

1 新規就農者の育成支援

農業従事者の高齢化が進み、農業の担い手が不足するなか、岐阜県農業を維持・発展させていくために、新規就農者の育成・確保を進めていく必要があります。

しかし、就農希望者の多くは就農に必要な知識・技術が不足していることや、就農研修中及び就農直後の所得確保、就農時における産地での受入・支援体制が不十分であることなどの課題があります。

そのため、就農支援研修の実施や就農研修中及び就農直後の所得確保、円滑な農地の確保等への支援を行い、新規就農者の育成・確保を図ります。

就農希望者のニーズに応じた就農支援研修の実施

就農希望者の知識・技術レベルに応じた各種就農支援研修を実施します。

Step1

農業やる気発掘 夜間ゼミ

働きながら夜間に農業の基礎を学びます。
(全9回)



Step2

短期農業 体験研修

本格的に農業を始めたいが、少し不安のある方に農業体験の場を提供します。



Step3

農業で 夢再発見研修

講義＋実習で就農に必要な知識・技術を農業大学校で学びます。(4か月間)



Step4

あすなろ農業塾

農業現場で1年間プロ農家の指導を受け、関係機関一体となって就農を支援します。



就農研修中・就農直後の所得を確保するための給付金の支給（青年就農給付金）

青年の就農意欲を喚起するために、就農時に45歳未満であり、かつ、一定の要件を満たす就農希望者の就農前の研修期間（最長2年）及び経営が不安定な就農直後（5年以内）の所得を確保する給付金を給付します。（150万円／年）

就農希望者が農地を円滑に確保できるための支援（就農支援協力金）

園芸品目での就農希望者が円滑に農地を確保し就農できるよう、就農希望者への農地の移転・貸し付け等に協力する農地の出し手に協力金を交付します（5万円／10a）。また、農地の貸し付け等とともに、主要な農業用機械等を無償譲渡した場合に加算金を交付します（2万円／10a）。

2 農地の利用集積に対する支援

土地利用型農業において、今後5年間に高齢化等で大量の農業者がリタイアすることが見込まれる中、集落・地域が抱える人と農地の問題を解決し、地域農業を担う経営体を育成・確保していくためには、農作業や農業経営を効率化するための農地の利用集積が不可欠です。

そのため、地域での徹底的な話し合いに基づき、地域の中心となる経営体への農地の利用集積など地域農業のあり方等を定める「人・農地プラン」の作成を支援し、当該経営体へ農地の利用集積が円滑に進むような仕組みを構築し、効率的かつ安定的な経営体の育成・確保を図ります。

人・農地プランの作成

集落・地域が抱える「人と農地の問題解決」のため、集落・地域における徹底的な話し合いによって、今後の地域の中心となる経営体（個人、法人、集落営農）はどこか、中心となる経営体にどのように農地を集めるか、地域の将来を担う新規就農者はだれかなど地域農業のあり方を定める「人・農地プラン」の作成を支援します。

人・農地プランに位置付けられることにより、青年就農給付金（前述）や農地集積協力金（後述）などの支援を受けることができるといったメリットがあります。



農地集積協力金

「人・農地プラン」に定められた地域の中心となる経営体への農地集積に協力する農地の所有者に対して協力金を交付します。協力金の交付対象となるには、農業者戸別所得補償制度の加入者であること、農地利用集積円滑化団体（JA等）・農地保有合理化法人に白紙委任すること、主要な農業用機械を廃棄処分するか当該経営体に無償譲渡することなどの要件があります。

0.5ha 以下	30万円／戸
0.5ha 超 2.0ha 以下	50万円／戸
2.0ha 超	70万円／戸

となどの要件があります。協力金は、市町村へ左記の単価で交付し、市町村から所有者へ交付されます。

また、地域の中心となる経営体の経営耕地に隣接する所有者の方が、当該経営者の農地の連担化に協力した場合に協力金（5万円／10a）を交付します。これについても、農業者戸別所得補償制度の加入者であること、農地利用集積円滑化団体（JA等）・農地保有合理化法人に白紙委任することなどの要件があります。



問い合わせ

■岐阜県農政部 農業経営課
就農支援担当（犬飼、福井）

☎058-272-1111(2848)